

介護補助職導入支援事業実施要領

1 目的

介護施設では、慢性的な人手不足が生じているため、地域で働きたいという意欲のある元気な高齢者、働くことに悩みを抱えている若者、育児中により短時間勤務を希望する者等が介護補助職として介護周辺業務（部屋の掃除、食事の片付け、ベッドメイク等。以下、同じ。）を担うことにより、介護職員の負担軽減を図り、離職防止に繋げることを目的とする。

2 定義

- (1) この要領において「介護保険施設事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、及び複合型サービスを除く。）、同条第26項に規定する施設サービスを行う事業をいう。
- (2) この要領において「介護保険施設事業者」とは、大分県内において介護保険施設事業を行うものをいう。
- (3) この要領において「介護補助職」とは介護周辺業務を担う者をいう。

3 実施主体

- (1) 事業の実施主体は、介護補助職を雇用する介護保険施設事業者とする。
- (2) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

4 事業内容

自施設内の業務の切り出し・切り分けを実施し介護周辺業務を整理の上、介護補助職の求人を行う。

また、介護補助職を導入するに当たっては、雇用契約を締結し、OJT研修等により職場定着のための支援を行う。

5 補助対象経費等

- (1) 内容

介護保険施設事業者が介護補助職を導入する際に要する経費。

(2) 補助対象経費

人件費（給与、通勤手当）

雑費（研修費、被服貸与、チラシ作成費等）

(3) 補助基準額

大分県介護補助職導入支援事業費補助金交付要綱（以下交付要綱）により、別途定めるものとする。

(4) 補助率

2／3以内

（ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

6 事業の採択

- (1) 介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護補助職を導入する介護保険施設事業者で交付要綱による補助を希望する者は、別紙の「介護補助職導入計画書」を作成し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。
- (2) 知事は、「介護補助職導入計画書」を審査し、適切と認める場合は、補助を内示の上、交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出を指導する。

7 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、労働局又は大分県福祉人材センター等より、必要に応じて助言を得ること。
- (2) 事業の完了後は、介護補助職を引き続き雇用することに努め、今後実施する介護補助職導入を支援する事業に協力すること。
- (3) 知事が定める実績報告以外に厚生労働省が定める様式による実績報告を求められることがあること。

附 則

この要領は、平成29年度予算から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度予算から適用する。

別紙

介護補助職導入計画書

年　月　日

1 法人情報

法人名				
介護保険施設事業者名				
所在地	郵便番号			
	住所			
代表者（職・氏名）				
介護保険施設の種別				
報告担当者（職・氏名）				
報告担当者 連絡先	電話			
	メール			
介護補助職導入予定人数		人	過去の補助金申請の有無	有・無

2 補助対象経費

対象軽費	A 補助基準額	B 補助対象経費	補助金協議額 (A又はBを比較し低い額に2/3をかけた額)
人件費	円	円	円
雑費	円	円	円
補助金協議額合計（上限		円）	円

3 施状の状況

施設の現状 (人手不足感、業務の切り分け状況、介護補助職導入の有無等)	
介護補助職に担ってもらう業務	
介護補助職導入後の展望	
導入後の介護補助職への支援方法	